

令和3年2月1日

愛知県バス対策協議会 幹事 各位

愛知県バス対策協議会幹事長  
(愛知県都市整備局交通対策課長)

令和2年度第2回愛知県バス対策協議会幹事会(書面開催)の結果について(報告)

日頃は、当協議会の運営に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、令和2年度第2回愛知県バス対策協議会幹事会(書面開催)の結果について、下記のとおりご報告いたします。

お忙しい中、書面表決にご協力いただき、ありがとうございました。

## 記

## ○ 協議結果

議題(1) 令和2年度地域間幹線系統確保維持計画に係る事業評価について

⇒ 承認 (承認: 52、不承認: 0、未回答: 3)

## ○ ご意見及び対応

別紙のとおり

担 当	愛知県バス対策協議会事務局 愛知県都市整備局交通対策課 地域公共交通グループ(小嶋)
電 話	052-954-6124(ダイヤルイン)
F A X	052-961-3248
E-mail	kotsu@pref.aichi.lg.jp



令和2年度第2回愛知県バス対策協議会幹事会（書面開催）  
ご意見等及び対応

（1）令和2年度地域間幹線系統確保維持計画に係る事業評価について

ご意見等	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1の評価案において、R2実績において15人割れとなっている系統及び平均乗車密度が極めて低い系統については、分析と今後の改善を特にしっかり行って頂く必要があります。例えば、改善策で「マップを配布」と記載されている系統がありますが、それだけで維持・活性化が図られていくのか疑問です。</li> <li>・補助要件割れとなった場合も想定し、今後の改善や系統の再編なども含めてどのように維持・改善を図っていくのか、沿線自治体とも協働して検討願います。</li> <li>・今回の書面決議資料には添付していませんが、「系統別評価票」について、市町村が主体となる幹線系統については、実際に補助金を受領する運行事業者が所見や分析を記載する項目がないため、様式の見直しも含めて検討願います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえ、特に、令和2年度の実績輸送量が15人を下回っている系統については、その維持・改善の方策を沿線市町村とともに検討していきます。</li> <li>・系統別評価票については、今後、様式の見直しを検討いたします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○資料1について</li> <li>・豊鉄バス(株)新豊線の○事業の今後の改善点に記載されているGTF S化については、豊鉄バス(株)豊川線と同様、既に本市予算で整備済であるため、削除してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘のとおり修正いたします</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○資料1 8頁、系統名「43 大府市循環バス(北コース)」について、運営主体を「知多乗合(株)」から「大府市」へ修正いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘のとおり修正いたします。</li> </ul>

（2）令和4年度地域間幹線系統への位置づけ申し出路線について

ご意見等	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回新たに2系統の申し出がされていますが、愛知県バス対策協議会としての考えや方針が、資料からは不明です。</li> <li>・当該2系統は、いずれも従来から市が主体となって市内のみで運行している系統と思慮しますが、協議会としてこの系統を地域間幹線系統として位置づけていくにあたっての理由をしっかりと明示して頂くようお願いいたします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに申し出のあった2系統については、地域間幹線系統に位置付けるかどうか、今後、対応方針を検討するものですが、ご意見を踏まえ、対応いたします。</li> </ul>

(3) その他

ご意見等	対応
<ul style="list-style-type: none"><li>・今般の公共交通活性化再生法の改正に伴い、国の補助要綱も改正される予定です。その方向性として、幹線及びフィーダー系統については、地域公共交通計画の策定と連動していくことを考えております。現在、幹線系統が運行されている市町村のうち、いくつかの市町村は計画策定がありません。計画が策定されていない市町村に対して、運輸支局は策定を促すなどしておりますが、愛知県バス対策協議会としても今後の進め方について検討頂きますようお願いいたします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・他の都道府県の状況、本県の地域間幹線系統の特性などを考慮しつつ、地域間幹線系統の維持に向けて、愛知県バス対策協議会としてどのように対応していくか、検討していきます。</li></ul>